

— 目次 —

- 不動産の侵奪罪と境界毀損罪の新設..... 2
- 清掃事業に新威力..... 2
- 町営住宅入居者募集は10月20日ごろ..... 2
- 赤い羽根共同募金は10月1日より運動始まる..... 3
- 国民年金加入受付開始..... 3
- 10月1日は『法の日』..... 3
- お知らせ欄..... 4



活躍が期待されるじんかい収集車 (本文2ページ参照)

今月の納税は
町 県 民 税 第 3 期 分 だ
今から準備しておきましょう
税金は町の血となる肉となる

- ①前項の罪の未遂罪をも処する(二四三条改正)
- ②前二項の罪について、刑法第二四四条の親族相盗例を適用する(二三条の一三―改正)
- ③日本国民が国外で犯した第一項及び第二項の罪をも処罰する(二三条の一三―改正)

最近、各方面の話題となっている不動産の侵奪行為と境界の毀損行為の処罰を目的とした「刑法の一部を改正する法律」が、六月五日から施行されました。これは、いわば「不動産に対する窃盗行為」の処罰に関するものであり、不動産侵奪行為の処罰に関する刑法第二三五条の二と境界毀損行為の処罰に関する刑法第二六二条の二の二カ条の新設を中心としたものであります。以下、その内容を簡単に述べてみましょう。

◆不動産の侵奪罪関係
①他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する(二三五条の二―新設)

ご存じ です ↓ 不動産の侵奪罪と 境界毀損罪の新設

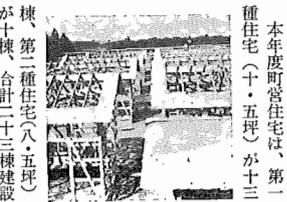
◆境界の毀損罪関係
境界標を毀損し、移動しもしくは除去し、またはその他の方法で土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役または五万円以下の罰金に処する(二六二条の二―新設)

近年、問題とされている不動産不法占拠等の行為のうちには、終戦後の社会的混乱期に行なわれたものも少なくありませんが、国民生活もおおむね安定し、社会秩序も平常に復した現在においても、宅地事情の窮屈さから、なお同種の行為が跡を絶たない実情にあり

清掃事業に新威力

じんかい収集車お目見得

去る七月に開かれた第二回定例町議会において、清掃事業の円滑な運営と能率的なじんかい収集を図るため購入することになったじんかい収集圧縮車は、九月十四日にお目見得し翌十五日



本年度町営住宅は、第一種住宅(十・五坪)が十三棟、第二種住宅(八・五坪)が十三棟、合計二十三棟建設されますが、この建設工事は、去る七月二十三日に布佐の小島工務店が十一月下旬入居をめざして着工(既に入居済み)です。

入居者募集は十月下旬
町 営 住 宅 建 設 着 々 進 む

その後、工事は着々進んで九月十九日には上棟式を行い、十一月二十日に完成するはこびとなり

しかも、不法占拠のためにはしばしば暴力その他の不法手段が用いられ、権利者の側でも、民事手続による早急解決が困難である等の理由から、実力をもって侵害を排除し、その権利を回復しようとする傾向も見受けられ、不法占拠等の行為をめぐって各種の暴力的犯罪が発生することも稀ではありませんでした。

今回の新立法によって、権利のない者が新たに積極的に他人の土地を占拠してそこに住宅などを建設する場合とか、境界を越えて隣地侵略し、土地の取り込みをする場合は土地の侵奪と

日からのじんかい収集に活躍を始めています。

このじんかい収集車は、価格百三十二万円、型式は、すずTL二二型ディーゼルエンジン車(架装は森田ポンプ特殊工業KK)、積載量一、二五〇キロでダンプ式になっており、通常バックマスターと呼ばれています。

この収集車の出現によって、従来よりもはるかに作業が能率的となり、かつ衛生的になっているため、今後一そうの活躍が期待されます。

【表紙写真】

